

青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護並びに困難な問題を抱える女性に対する支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第15条に規定する「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2に規定する「法定協議会」として、青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議（以下「会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」（以下「支援計画」という。）の進捗状況の評価及び支援計画の見直し等に関する事項
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換
- (3) DV被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換
- (4) その他DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援のための施策について必要と認める事項

(組織)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる関係機関・団体等の関係者及び学識経験者等により組織する。

- 2 会議の委員は、知事が委嘱する。
- 3 会議に、議長及び副議長を置く。
- 4 議長及び副議長は、委員の互選により選出する。
- 5 議長に事故あるとき又は不在のときは、副議長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて県が招集し、議長が主宰する。

- 2 会議が必要と認めるときは、委員以外の者で適当と認める者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第6条 困難女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定により、委員及び委員であった者は、会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども家庭部こどもみらい課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	機 関 ・ 団 体 名
関係機関	青森地方法務局人権擁護課
	青森労働局職業安定課
	青森市市民部人権男女共同参画課
	八戸市健康部こども家庭相談室
	弘前市健康こども部こども家庭課
	青森県警察本部生活安全部人身安全対策課
	青森県女性相談支援センター
関係団体	公益社団法人青森県医師会
	青森県弁護士会
	青森県小学校長会
	青森県中学校長会
	NPO法人ウィメンズネット青森
	八戸市社会福祉事業団
	青森県男女共同参画センター
	あおもり性暴力被害者支援センター
学識経験者	青森県が委嘱する学識経験者